

京都市 農林業だより



発行 京都市
産業観光局
農林振興室
農業計画課



〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町 488 番地
電話 (075)222-3351

http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-4-0-0-0_1.html

駅なかで京の旬野菜を販売・・・!?

京の旬野菜

ときまちしょく

「時待ち食」直売所オープン!

時期を待つ旬のものを食する京都の伝統的な調理方法や食べ方を実践し、四季折々の栄養価の高い食材をおいしくかつ効率的に吸収しましょう」という『食』の考え方です。これらの直売所で、パンフレットや料理レシピなどを配布することによって、市民に旬野菜の持つ食味・栄養等を啓発しています。

また、近隣農家から集められた野菜や加工品は、顔写真・地区名・生産者名を表示したコンテナごとに生産者が決めた価格で販売されており、市民は新鮮な農産物を安心して購入できます。

固定客も徐々に増え、朝11時の開店時には目的の野菜を購入する列ができるまでになっています。



京都市では、緊急雇用創出事業を活用し、昨年11月から順次、京の旬野菜「時待ち食」直売所を市営地下鉄駅構内にオープンしています。現在、東西線の東野駅・二条城前駅・太秦天神川駅、烏丸線の北大路駅の駅構内で新鮮な旬野菜を市民に提供しています。



そんな、旬野菜を買い求めに來られる市民の期待に応えるため、毎日多くの地場野菜や加工品が出荷されており、「新しい品目にも取り組みたい」「栽培面積を増やそう」と思っているといった出荷農家の声も増え、営農意欲も高まっています。

今後は、地下鉄駅構内だけでなく、地上でも直売所の開設を検討し、より多くの市民に丹精込めて作られた旬野菜を提供しながら、環境にやさしい「食」の在り方を提案していく予定です。

京の旬野菜品評会 市長賞表彰式 開催

「京の旬野菜品評会」において京都市長賞を受賞された6戸の方々に対し、昨年12月7日、門川市長から表彰状が授与されました。

門川市長は「世界が注目する京都の食文化に欠かせない、優れた京野菜作りの伝統を支え、発展させていただくようお願い申し上げます」と激励、審査員長である京都大学の矢澤名誉教授は、「市長賞に選ばれた作品は非常に素晴らしい作品であった」と称賛されました。

受賞者には、檜で作られた賞状と、受賞作品を印刷したパネルが贈呈されました。



市長賞受賞者(敬称略)

音川 次清・肇子(修学院)
増田 益男・すみこ(深草)
小西 亮・美幸(上鳥羽)
山田 恵子・耕司(嵯峨)
武村 友治・弘江(深草)
齋藤 隆男・幸路(大原野)

京の旬野菜品評会

11月7日に伏見桃山城において「京の農林秋まつり」と同時開催され、426点の出品の中から特に素晴らしい6点が市長賞に選ばれました。

農林振興室ホームページ「京のあぜ道・京のやま道」開設!

本市では、京の伝統野菜をはじめとした多種多様な野菜や、北山杉をはじめとする銘木の数々が生産されています。本市における四季折々の『旬』な農林業及び農林行政について、より多くの方に知っていただき、理解を深めていただくため、農林振興室ホームページ内に新しいコーナーを作成しました。

写真と文字で旬の野菜や旬の風景の紹介や、農林業に関するお知らせ、イベント情報など様々な情報を発信していく予定です。

皆さま、是非御覧ください。

京都市トップページ > 市政ガイド ◆産業と観光 > 農林業 > 京のあぜ道・京のやま道
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000070943.html>



「はりはり菜って何?」

皆さんは、はりはり鍋をご存じですか?これは鯨肉とみず菜を主材料とした関西地方の鍋料理の一種ですが、捕鯨の自粛が進んだこともあって、残念ながら今ではあまり見かけなくなってしまうた。

しかし、今でも他の鍋物で「みず菜」を使う機会が多いはず!現在では小株(束)の登場で次第に出荷形態は多様化し、消費量も増えています。

昨今、ハウス物も含め様々な新興産地が誕生していますが、伏見区羽束師地域は、古くからの露地みず菜の産地として知られています。みず菜が一般的な野菜として広く流通するようになり、これを商機と捉えた羽束師地域のJA京都中央「南部みず菜部会」では、中株のみず菜を2く3株袋詰めし、「はりはり菜」として商品化しました。そして仲卸と提携しながら一定価格で取引を行い、鍋物需要を見込んだ販売戦略を展開しています。

生産者にとっては収入も安定するうえ、共選出荷により連帯感が強まりました。また、生産者は他の規格品も併せて手掛けているため、出荷選別の幅が広がり、結果として生産物のロスを少なくすることにも役立っています。

今年3年目を迎える「はりはり菜」、知名度上昇中です。みんなで京都発「はりはり菜」を応援しましょう!

農地制度が変わります！ 利用権設定等促進事業

農地制度に係る法律の改正案が平成21年6月に可決され、12月から一部施行されました。農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、進まない規模拡大（農地流動化）等の状況を受け、制度の基本が『**所有から利用へ**』と再構築されました。今回の改正で**利用権設定等促進事業**についても変更点がありましたのでお知らせします。

●利用権設定等促進事業とは

農地法の許可を受けずに農地の貸借契約ができる制度のことで、市町村が農地の貸し手・借り手の調整を図り、農業委員会の決定を経て公告を行います。農地法によらずに権利設定等の効果が生じますが、設定期間の終了時には離作料を支払うことなく農地が確実に返還され、また再設定により設定の継続もできることから、農家が安心して農地の貸借を行うための事業です。京都市でも市街化区域を除き、年2回

(4・10月) 設定しています。

●今回の変更点

これまでは、相続税の納税猶予を受けた農地を貸付けると納税猶予が打ち切られました。この利用権設定等促進事業により貸付けた場合、納税猶予が継続されます(別途、税務署長への届出が必要です)。また、利用権で貸付けている農地も納税猶予の対象になります。ただし、納税免除の要件は、従来の20年自作から終身自作又は貸付に延長されます。

●今後の変更点

今後、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(京都府)及び基本構想(京都市)の改正を踏まえ、農業生産法人以外の法人への条件付き貸付や、共有農地の過半同意での貸付も可能になる見込みです。

利用権設定等促進事業について詳しく知りたい方は、農業計画課、各農業指導所・京北農林事務所までお問い合わせください。

野焼きをするなら ルールを守って！

―農林家のための
トラブル防止の対処法―

農林業の生産活動による枯木や農作物残さ等の処分について、まずは焼却以外の処分法を検討しましょう。処理方法がなく、農林業を営むためにやむを得ず野焼きを行う場合のみ、野焼き禁止の例外となります。

ここではその時に必要な注意点及び対処法を紹介します。

- ① 使用済みのビニール被覆資材などは、野焼きすることはできません。ビニール類は、分別回収が必要となります。きちんと分別した上で京都市クリーンセンター等の指示に従ってください。
- ② 乾燥や強風等の気象条件を考慮し、周辺への延焼や山火事の予防に努めるとともに、近隣住民の通勤・通学や洗濯物を干す時間帯に配慮しましょう。
- ③ 火災と誤解を与える煙火が発

生すると、近隣住民から消防署に通報が入る場合があります。そのために、事前に管轄の消防署に届出(電話)をしましょう。



注意点	主な対処法	問い合わせ先
枯木・農作物残さ等にビニール類が混入している。	関係機関に問い合わせの上、分別回収の指示に従う。	京都市クリーンセンター管内の農協(一斉回収)等
煙・火が出る。	事前に電話での届出	管轄の消防署



暮らしの中に『木』の香りを

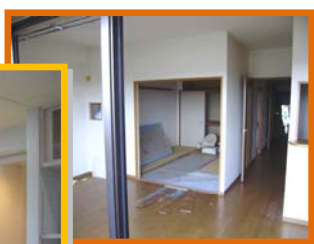
本市では、京都の森林で産出された木材を「みやこ楠木（そまぎ）」として認証する制度を平成19年に創設し、木材の需要拡大に取り組んでいます。

この取組の一環として、住宅のリフォームに京都市域産材供給協会が磨丸太をはじめとする「みやこ楠木」製品を提供する事業を実施し、昨年、市民の方々から定員を上回る応募を頂きました。

伏見区内のマンションでは、写真のように、合板から無垢の「みやこ楠木」を使用したフローリングへのリフォームが行われました。ほかにも、玄関の上がりかまち框や外壁など、これまで様々な用途にみやこ楠木を使用した木造リフォームが行われ、利用者の方から好評を得ております。

今後、この取組を通じて京都市域産材の良さを多くの方々に体

感していただき、新たな森のファンを増やすとともに、京都市域産材の需要拡大を行い、京都の森林・林業の活性化を図っていきます。



リフォーム前



リフォーム後

竹林整備で 不法投棄を防ぐ

深草

かつて竹林は、たけのこの生産のほかにも生活用具、農具、建材などの材料を提供する貴重な場として利用されてきました。しかし、近年の生活様式の変化による代替品の普及により、国産竹の需要は減少し、併せて担い手の減少などにより、竹林に人の手が入らず放置され、荒廃が進んでいます。

深草地域においても例外ではなく、放置され荒廃した孟宗竹林が増加し、地域の景観を損ねるばかりでなく、不法投棄の温床にもなりかねない状況となっています。

そこで本市では、枯竹や老齢竹を伐採し、荒廃竹林の再生、健全な竹林育成に取り組んできました。本年度は、国の緊急雇用対策事業を活用して、NPO法人きょうと京北バイオマス・デザインに委託し、J A京都市深草支部の協力のもと、深草地域の荒廃竹林約10ヘクタールを整備しました。

今後は、整備された竹林の維持管

理を所有者をはじめとした地域全体で行い、健全な竹林としての利用が期待されます。



実施前



実施後